



平成20年2月13日

各 位

会社名 日本証券金融株式会社
代表者名 取締役社長 増 淵 稔
(コード番号 8511 東証第1部)
問合せ先 総務部長 前田 和宏
(TEL. 03-3666-3184)

業務改善報告書の提出について

弊社は、平成19年12月14日付業務改善命令に基づき、本日、金融庁に「業務改善報告書」を提出いたしました。

貸借取引の品貸入札において不公正な調整を行っていた今回の事案に関しましては、投資家の皆さまをはじめ関係者の方々に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、このような事態を二度と起こすことのないよう深く反省いたしますとともに、当社における問題点について慎重に分析および検証を行い、再発防止に向けた対応策を取りまとめました。今後、当該対応策を速やかに実施し、その着実な履行を通じて、コンプライアンス態勢および内部管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって早期の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なお、業務改善報告書に掲げました再発防止に向けた対応策の要旨、関係者の処分は下記のとおりです。

記

I. 再発防止に向けた対応策の要旨

1. コンプライアンス態勢の整備

(1) コンプライアンスに関する組織の見直し

コンプライアンスに関する統括部を新たに設置し、全社的なコンプライアンスを強化、推進いたします。同部には部長ほか専任者を配置するとともに、同部に各店舗を担当する者を置き、当該担当者は各店舗におけるコンプライアンスを推進します。

また、コンプライアンスに関する外部専門家を招聘し、その指導のもとで、コンプライアンス態勢の強化を図ってまいります。さらに、相談通報制度をより利用しやすいものといたします。

(2) 役職員へのコンプライアンス研修強化およびコンプライアンス意識の徹底

役職員の投資者保護の意識を高め、公正かつ適切な業務運営を行うため、全役職員に対して定期的にコンプライアンス研修を実施するほか、随時、業務に即した研修、指導を行うことにより、コンプライアンス意識の徹底を図ります。

(3) コンプライアンスに関するリスク把握

役職員に対してコンプライアンス意識調査を改めて行うとともに、コンプライアンスに関する外部専門家の指導を受けながら、全社的なコンプライアンスに関するリスクの把握に努めます。

2. 内部監査機能の実効性の確保

(1) 人員体制の強化

監査部の人員を増員し、情報収集・分析、監査計画、研修計画等を担当する監査企画担当者を置くほか、複数チームによる機動的な内部監査が実施可能な体制を構築します。

(2) 監査能力の向上

不正行為や事故を含むさまざまなリスクの分析力を高め、またリスクに応じた的確な監査手法を適用できるよう、外部の専門家による客観的評価に基づいた助言を受けるとともに、部員に対する研修の強化を図り、関連資格の取得を促進します。

(3) 実効性のある内部監査の実施

不正等を看過することがないようにするため、通話・交信記録の確認などの確な監査手法の適用により、踏み込んだ監査を実施します。

また、不審な行為がないか抜き打ちで業務遂行状況を確認する「現況監査」を実施します。

3. 品貸取引業務における公正性および適切性の確保

(1) 業務管理態勢の強化

貸借取引部の組織を見直し、新たに品貸取引を監視するセクションを設けて牽制を図ります。

また、品貸取引にかかる情報管理については、全社的なコンプライアンス態勢に則るだけでなく、別途、禁止行為等を規定した行為基準を制定して、その徹底を図ります。

(2) 業務運営の改善

今まで具体的な取扱い内容を定めていなかった品貸取引における入札方式以外の方法による株券の調達について、関連規程を整備し取扱いの明確化を図ります。

また、品貸先に対する情報開示を充実し、需給がタイトである銘柄への積極的な入札参加を喚起いたします。

4. 品貸取引にかかる記録の整備

品貸先からの申込みの訂正・取消について、当社による承認方法の変更および記録保持にかかるシステムの改修を行い、通話記録等の適切な保存と合わせ、品貸取引業務に関して事後的に取引内容を検証することができる体制を整備します。

II. 責任の所在の明確化

今回の行政処分に対する責任の所在を明確化し、役職員について別紙のとおり処分を実施いたしました。

以 上

処分について

1. 役員

取締役社長（代表取締役）	月額報酬の減額50%×3カ月
取締役副社長（代表取締役）	月額報酬の減額30%×3カ月
専務取締役（代表取締役）	取締役に降格・代表取締役を解く
常務取締役2名	月額報酬の減額30%×1カ月
取締役相談役	退任
執行役員貸借取引部長	月額報酬の減額20%×3カ月

2. 職員

関係する職員については、社内規則に従い、厳正な懲戒処分を実施

以 上